

介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者及び指定事業者に対する 行政処分について

令和7年1月27日
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

指定居宅サービス事業者及び指定事業者である株式会社SAMURAIに対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第77条1項第5号、第77条1項第6号、第77条1項第7号及び第115条の45の9第1項第6号の規定に基づく行政処分を令和7年1月27日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 対象事業者

法 人 名： 株式会社SAMURAI
代 表 者 名： 代表取締役 伊藤 洋介
所 在 地： 旭川市春光台2条1丁目1番10号

(2) 対象事業所

事 業 所 名： 訪問介護事業所阜
所 在 地： 旭川市春光台2条1丁目1番10号
サービス種類： 訪問介護及び指定相当訪問型サービス
指定年月日： （訪問介護） 平成25年11月 1日
（指定相当訪問型サービス）平成30年 4月 1日

3 処分内容

指定の一部の効力の停止

（令和7年2月1日から令和7年4月30日までの3か月間、新規利用者の受入停止及び報酬を3割減とする。）

サービス種類： 訪問介護及び指定相当訪問型サービス
根 拠 法 令： 介護保険法第77条第1項第6号
介護保険法第77条第1項第7号
介護保険法第77条第1項第8号
介護保険法第115条の45の9第1項第6号

4 処分の原因となる事実及び根拠法令

(1) 不正請求（介護保険法第77条第1項第6号該当）

少なくとも令和5年12月から令和6年2月末までの午前6時から午前8時半の間に行った訪問介護サービスの一部について、訪問介護サービスの提供を行うために必要な資格を有していない訪問介護員が訪問介護サービスの提供を行い、不正に介護報酬を請求した。

- (2) 虚偽の報告（介護保険法第77条第1項第7号該当）

訪問介護事業所阜（以下「当該事業所」という。）より事実とは異なるサービス提供を実施した記録及び出勤簿の提出があった。

- (3) 虚偽の答弁（介護保険法第77条第1項第8号該当）

当該事業所の一部の職員が上記(1)のような事実はないと虚偽の答弁を行った。

- (4) 法令違反（介護保険法第115条の45の9第1項第6号該当）

指定相当訪問型サービス事業者が一体的に運営する指定訪問介護サービスにおいて、介護報酬を不正に請求した。